

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (5) (15. 2 定)			
日 時	平成15年 7月 2日(水)	開 議	午後 4時00分
		散 会	午後 7時31分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、高橋副委員長、横田・上野・大畠・若見・吹田・成田 ・前田・斎藤(博)・古沢・秋山 各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境各部長、小樽病院事務局長、保健所 長 <div style="text-align: right;">ほか関係理事者</div>		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 <div style="margin-left: 40px;">委員長</div> <div style="margin-left: 40px;">署名員</div> <div style="margin-left: 40px;">署名員</div> <div style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記 記録担当</div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、斎藤博行委員をご指名いたします。

この際、委員長から申し上げます。

昨日の当委員会における北野委員の質問に対する経済部長答弁について、北野委員から本会議での市長答弁と整合性を欠くとの指摘があり、委員長において処理願う旨の申出がありました。昨日来、関係部と調整を図ってまいりましたが、この件については、総括質疑日までに方向性を見いだすということで、当事者間の合意を見ましたので、委員長といたしましては、引き続き日程どおりの審議を進めてまいりたいと考えます。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、森井委員が大島委員に、井川委員が吹田委員に、山口委員が斎藤博行委員に、斎藤陽一良委員が秋山委員に、北野委員が古沢委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、民主党・市民連合。

斎藤（博）委員

住基ネットと個人情報保護条例について

民主党・市民連合の斎藤です。初めて委員会での質問に立たせていただきます。出だしからたいへんお待たせしてしまったと思います。

今日は、議案にかかわりまして、住基ネットについて何点かお聞かせいただきたいと思います。

一つは、今回、予算にもあります住基カードについて何点かお伺いしたいと思います。8月25日から住基ネットの本格稼働が始まります。それを受けて、小樽市としても住基カードの発行についての予算措置を進めているものと思っているのですが、このことについて何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、補正予算の中で、住基カードの取扱手数料を500円と設定されていると思いますが、この500円を算出した根拠、それから具体的にどういう趣旨なのか、そういったことについて、まずお話を聞かせたいと思います。

（市民）戸籍住民課長

まず最初に、手数料500円の根拠ということでございますけれども、今年の1月21日付けの総務省自治行政局の「基本台帳カードの発行状況にかかわる留意事項」という冊子がございますので、この中で1件当たり500円程度が適当である旨が示されておりますので、これに準じまして手数料500円としたものでございます。それで、収支も合わせてお聞きですが、予算の上から申しますと、歳入で15万円を計上してございますけれども、この手数料を差し引いて割り返しますと、1件当たり2,000円程度の支出が見込まれております。これに対して国の方から助成があるというふうにお聞きしておりますけれども、この金額についてはまだ確定したものではありませんので、その辺の収支ははっきりとした数字ではまだ申し上げることはできないということでございます。

斎藤（博）委員

新聞等では、1件につき1,000円とかという金額が示されているわけなのですが、仮にそうであったにしても、この住基カードの発行ということについては、黒字になるといいますか、こういったことはほとんど難しいのではないかなと思うところであります。

関連してお聞きしたいのですけれども、今、小樽市の方ではちょうど500円で市民証を発行していると聞いているわけなのですが、これは発行を始めておおむね1年ぐらいたっていると思いますが、この市民証の発行実績はどうなっているのかということ。それからもう一つは、市民証も住所や名前、本人確認ができるようになっていると聞いているわけなのですけれども、今回、住基カードを出すわけですが、それぞれ別の機能を持っているという部分もあるので、なぜ一体的なものとして発行できないのか。市民証と住基カードは、住基カードの方に本人確認ができる写真等を含めれば、1枚のもので済むのではないかと思うのですが、この部分についてお聞かせ願いたいと思います。

（市民）戸籍住民課長

まず最初の、現行500円で発行しております市民証についてでありますけれども、昨年の10月から始めまして、今年の6月末現在、ですから9か月間の集約で申しますと、947件の交付をしております。

それから、その次にございました市民証と住基カードの一体化につきましては、交付費用面で申しますと、市民証は現在1枚500円で交付しておりますので、既に初期投資の分は済んでおりますので、今後ある意味で何枚出てもそれほどの市の持ち出しはないということで、市にとってそれほどの負担になるものでないということが一つございます。それから、利便性で申しますと、住基カードについては、写真つきのもと写真つきでないものが選択できることになっておりますけれども、写真つきを選択した場合には、そのまま身分証明書として使うことができますが、写真なしのものを選択した場合は市民証のような身分証明書としての役割を担うことができないということが一つございます。それからもう一つ、住基カードについては、使用する際、暗証番号を自ら入力しなければならないということがございまして、特に高齢の方ですとか、そういった方については、多少の煩わしさもあるのかなということがあります。それからもう一つ、市民証といえますのは、小樽市独自のものであるということに對しまして、住基カードについては全国共通のものということで、多少性質が違うものであるということで、その辺を総合的に考えますと、当面は市民証と住基カードを並行して発行していくという考えでございまして、今の時点ではそれをすべて一体化するということまでは考えていないというのが実態でございます。

斎藤（博）委員

それでは、もう少し具体的な活用法についてお聞きしたいと思います。

今回発行される住基カードを持って、例えば、他都市、札幌なら札幌に行って、提示することによって小樽市の住民票の写しを請求したときに、その手数料等はどこの自治体に行くのか、そういったことについてお聞かせいただきたいと思います。

（市民）田中主幹

他都市で交付した場合なのですけれども、広域交付というのですが、その場合の手数料は、交付した自治体の収入となります。

斎藤（博）委員

この住基カードの利便性といいますか、特徴の一つとしてよく言われているのが、提出に伴ってほかのまちで転入手続した際に、非常に便利なのだ。そういう宣伝がされているわけでありましてけれども、このカードを持っている方が、ほかの自治体に転入手続をした際、具体的な問題として、カードの取扱い、どういう流れになるのかということもお聞かせいただきたいと思うのです。あわせて持っていつてしまっている住基カードの取扱いはどうなっていくのかなと、日本中に元小樽市民の方が持っていた住基カードが大量に滞留していくのではないのか、そういったことも危ぐされるわけなのですけれども、その辺についてのお考えをお伺いします。

（市民）田中主幹

住基カードを所持している方ですけれども、転入転出の特例処理ということで行います。現在の転入転出の処理は、転出地の市町村に転出証明書を交付していただき、それを持って転入地の市町村へ届けを出します。しかし、

住基カードを所持している場合は、転入地へ一定の事項を記入した転出届を郵送又は持参することによって、転入地に住基カードを提示して届けを出すことで済みます。転入地に1回だけ行けばいいということです。

それから、カードを持参しないとこの取扱いはできないわけですが、カードの場合は原則として転出地の市町村に返納することになるのですが、転入地の市町村においても返納を受けつけることもできるということになります。それで、カードは二度と使えないように破棄します。以上でございます。

斎藤（博）委員

今の最後のカードの破棄の部分というのは、転入された自治体の責任で行うというふうになっているということですか。

（市民）田中主幹

転出地に郵送した場合は、転出地の責任で破棄します。転入地で受けた場合は、転入地の責任で破棄いたします。

斎藤（博）委員

次に、住基ネットシステムの本格稼働にかかわる個人情報保護条例の取扱いについて、何点かお尋ねしていきたいと思います。

ご承知のとおり、自治体での個人情報保護条例の施行というのは、だいたい昭和50年代の前半、自治体の情報を電算化していく、それを受けて各自治体が固有の電算化された情報を守る。そういった意味で個人情報保護条例というのがつくられてきているというふうに聞いています。最近の動向としては、この住基ネットに対応した新しい個人情報保護条例をつくっていこうという動きもあるわけなのであります。ただ、あるわけだというのは、実は例えば去年の4月1日現在のデータでいいますと、全国3,300の自治体のうち、個人情報保護条例を持っている自治体は66パーセントぐらいしかないというふうに言われているわけです。条例を持たないで規則や規程によって何とか個人情報を守ろうとしている自治体が15パーセントぐらいあって、3,300の自治体のうち、条例や規則や規程をもって個人情報を守ろうとしている自治体というのは80パーセントにすぎない、2,633自治体だというふうに聞かされているわけでありまして。そういうのを受けて今年の1月の段階でも、まだ総務省は住基ネットに向けて個人情報の保護に向けた努力を続けてもらいたいというようなことを繰り返し当該自治体をお願いしている現状だというふうに、私どもは聞いているわけなのであります。そうした中で、今、住基ネットシステムが本格的に稼働しようとしていて、たいへん心配しているわけでありまして。

何点かお聞かせいただきたいと思うのですけれども、全体的な状況の中で小樽市も個人情報保護条例を既に持っていることになっているわけでありまして。ただ、小樽市の持っているこの条例は、いわゆるこれからよく使う言葉、新しい保護条例というふうによく言っているのですけれども、住基ネットを想定している、もしくは対応できるような個人情報保護条例なのか。それともいわゆる昔の市役所の中が電算化されていくことを想定して、それに対応した個人情報保護条例なのかというあたりを、まずお聞かせいただきたいと思います。

（市民）田中主幹

本市の持っているのは、平成2年12月に決めました条例で、このたびの住基ネットに対応した条例ではございません。

斎藤（博）委員

そういう個人情報保護条例を持ちながら、住基ネットに、今も小樽は参加しているわけですし、8月25日から稼働が始まるわけなのでありますが、どういった方法で、限定的に言うと、小樽市民の個人情報を守っていけるというふうにお考えになっているかを、お聞かせいただきたいと思います。

（市民）田中主幹

どうやって、今、住基ネットを守るかということなのですから、住基ネットについては、改正住民基本台帳法というのがありまして、個人情報の保護が厳しく規定されております。このようなことから、小樽でも「小樽市

住民基本台帳ネットワークシステムに関する組織管理運営の要綱」というのを定めまして、個人情報の保護に努めております。

斎藤（博）委員

今のお答えの内容で、小樽市の段階で個人情報が守れるかどうかということについては、これからまた違うところで議論させていただきたいなというふうに思っているところなのですが、仮に小樽のような方法で、個人情報保護条例が、住基ネットが本格稼働しても守れるのだという考えに立ったとしても、先ほど私がお話したように、全道、全国というふうに見たときに、「小樽市は大丈夫です」という説明だけでは、小樽市民の情報を守り切れないのが今回のシステムの特徴ですから、もう一度改めて、小樽市として、全道なり、全国の住基ネットの稼働を前提とした条例なり、規則なり、規程なりの制定状況について、どういうふうに把握されているのか、お話しいただきたいと思います。

市民部長

確かに8月25日から、住基ネットが2次稼働いたしますけれども、小樽市民の大切な個人情報をどう守っていくのかというお話でございますが、今、主幹の方からもお話がありました。まず住基ネットについては、その個別法として住民基本台帳法の改正がありまして、その中で制度面、技術面、それから運用面の3本柱で、例えば、まず制度面ですと、その保護について市町村はこうしなければならないとするものもございますし、技術面において、そこで操作をする操作者、職員ですね、そういう面でのいろんな縛りもあります。それから、暗証番号等のそういったものできちんと市民の個人情報を守るといことだとか、知りえた情報の守秘義務、そういったものについてもあります。罰則規定もあります。それから、運用面でもいろんな住基ネットに対するご意見がございますので、そういった面で苦情処理等についても、自治体がきちり責任を持ってやりなさいと、このような形で基本的に全国共通のシステムとして動くということになります。

それで、基本法はそういうような形でありますけれども、今の動きとしては、母体の部分については、私ども要綱というものをつくっております。その中で、今、個々にあるそういった面でのセキュリティの問題については、役所の中にセキュリティ会議を持って、定期的に稼働に向けたいろんな準備をしております。それから、実際実務を担当する市民部の職員について、稼働に向けたそういった面での部内の推進検討会議というものを定期的にやって、職員研修なり、住基に関する教育・研修をやっていくというような形で、本格稼働に向けて万全を期していきたいと、こういうふうに思っております。

斎藤（博）委員

時間の関係もあるのですが、私が言いたいのは、小樽市は小樽市の責任で、市民部の責任でそれぞれ守る努力はなさっているということについては、それはそれとして、ただ、改正住民基本台帳法だけでは心配だから、総務省も条例つくれ、規則つくれ、規程つくれと、一生懸命やっているというふうに思っているわけです。それが、8割で止まっているのです。そういう状態で稼働することについて、どう思っているのですかというふうに聞いています。全国的な状態に対する評価として、小樽市はどういう考えをお持ちなのかということ、もう一度お聞かせ願いたいと思います。もう一つはあわせて、先ほどお話にありましたように、小樽市は小樽市としても住基ネットが動くことを前提とした条例を持っていないわけですから、改めて今ある個人情報保護条例を直すのか、我々は新しい条例をつくるべきだと、いわゆる住基ネットの本格稼働を前提とした新しい個人情報保護条例をつくる必要があるのではないかと考えているわけなのですが、この部分についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

市民部長

2点ありまして、まず1点目の、全国でまだ、だいたい2割がそういうような状況にあるのではないかとということで、小樽も今度は全国の自治体を相手にしてネットワークするという面で危ぐされておられると思いますけれど

も、やはり新しいシステムでございますので、絶対大丈夫ということは、それは言えないと思っております。ですから、今の段階でお話をいたしますと、既に先ほど言ったシステムの制度面とか、技術面とか、それから運用面、そういった面での三つの柱の中で、常にシステムに対する点検等をしながら、小樽市として内部的にどうなのか、そしてまた、外部的に全国的な自治体とのネットワークはどうなのか、こういった形で、今、勉強といいますか、研究を進めております。今言った部分では、そういった面での市民・住民サイドの向上につながるようなネットワークでなければならないものと、それとやはり行政の効率化ということが一つの目的でございますので、そういった目的に沿う形でのネットワークにしていきたいと思っております。

それから、条例の関係について、確かに5月に個人情報の保護に関する法律が成立をしております、その中で地方自治体の責務ということがありまして、個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。そういったことについては、私どもも押さえてございません。ただ、それはすべての自治体が保有する個人情報という観点で、住基ネットもその中に入りますけれども、小樽市におけるすべての個人情報についての資料を、大きな範ちゅうでの個人情報というところからでございますので、このことについては総務部が中心になるかと思いますが、全庁挙げまして、これから検討を進めていきたいと、このように考えています。条例の制定をどうするかということについて、全庁的に検討をいたしたいと思っております。以上です。

齋藤（博）委員

今の市民部長のお答えでは、当然新しい状況ですので、従来、想定していた状況と違った形で個人情報なり、電算情報が流れる時代的な背景になったわけですから、当然新しい条例をつくる方向でご検討いただきたいと申し添えておきたいと思っております。

最後の部分で、もう少しお聞きしたいのですが、小樽市は昨年、この住基ネットに全面的に接続しているわけですが、そのことについて何点かお聞きしたいと思います。

今回は、本格稼働と言われているわけですが、昨年の接続に際して、市民の皆さんから接続するべきではないとか、自分の個人情報についてだけでも接続をしてもらいたくない、そういった申入れなり、動きというものがあったかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目として、今となってはということだと思っておりますけれども、全国的に見ると横浜をはじめ、多くの自治体で選択制を導入していると聞いているわけなのですが、この辺については小樽市として現状どう押さえているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目に、既に接続している自治体の中で、一定の政治的な意思決定がされた段階なのですが、いずれもつながっているわけなのですが、一人一人の市民の皆さんがお願いしたときに、希望者の分だけでも離脱できるのかどうか、そういうことは政治的なかいろんな判断を抜きにして、一度接続している個人情報がある段階から離脱していく、今、札幌市で相当研究しているみたいなのですが、とりあえず技術的に可能かどうかについて、この3点をお聞かせ願います。

（市民）田中主幹

市民からの意見でございますが、昨年8月5日の住基ネットを開始した際に、市民の方から反対という意見もかなりございました。説明してご理解いただきました。

それから、横浜市などの選択制の都市なのですが、新聞報道で承知しておりますけれども、横浜市は市民選択方式です。それから、杉並区も選択方式を考えていると聞いております。それから、また、中野区、国立市、国分寺市、福島県の矢祭町は、今、ネットワークから切り離しております。

それから、技術論として希望者の離脱が可能かということなのですが、ちょっとこの点については可能かどうかは確認しておりません。

齋藤（博）委員

技術的な部分等について、またまとめて違うところで議論させてもらいたいと思います。

最後の質問になるわけなのですが、8月25日以降、本格稼働が始まった段階で、小樽市民がというよりも、全国的に展開される住基ネットの中で、万一事故が発生したとき、小樽市としては手おくれになるというふうにも思うのですが、新聞やいろんなところで実は情報が流れていると、そういったような事故が発生していることがわかった段階で、やはり全面的な離脱なり、中断なり、もしくは最低でも希望者がこのシステムから離脱する、そういった対応を検討するべきだと考えているのですが、架空の話というのではなくて、実際起こりえないとは言えないような状況に入っていくと思うものですから、そういったことが起きたときの小樽市としての腹づもりみたいなものを、お聞かせいただきたいと思います。

市民部長

想定のお話でございますけれども、これも1次稼働のときにちょっと議会でもお話が出ましたが、想定されるのはシステムの故障というのが一つありますし、もう一つは不正侵入と、こういった部分による、大切な個人情報が漏れるというようなことが考えられますので、仮にそういうことがあった場合には、当然道や国と協議になりますが、離脱といったことも視野に入れてこのシステムは運用していかなければならないと、このように考えます。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

若見委員

若見です。いろいろ議会の専門用語といたしますか、引用といたしますか、なかなか聞けない部分もありまして、私の質問の趣旨もわかりにくいところがあるかとは思いますが、どうかよろしくお願いたします。

介護保険料の滞納と減免制度について

初めに、介護保険料の滞納と減免制度について、幾つかお尋ねをしたいと思います。

現在の小樽市の介護保険料の滞納状況についてお聞きしたいと思います。滞納の件数と滞納の理由、そして滞納者の所得段階別の内訳について、お示しをいただきたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

滞納者につきましては、13年度保険料に関しましては2,692件で、14年度保険料に関しましては5,502件となっております。滞納理由につきましては、14年度分はまだ把握できておりませんが、13年度実績は、低所得のため払えないという方が約21.5パーセント、そして払いたくないという方が約59パーセントでありましたので、恐らく14年度に関しましても同じような傾向ではないかと思っております。また、滞納者の所得段階別内訳についてであります。13年度につきましては生活保護受給者あるいは高齢福祉年金受給者で市民税の世帯非課税第1段階の方は45件、世帯全員が市民税非課税の第2段階につきましては1,401件、そして本人が市民税非課税で世帯課税となっております第3段階につきましては665件、第4段階については464件、第5段階については116件、合わせて2,691件となっております。14年度につきましては、第1段階が179件、第2段階が1,589件、第3段階が1,632件、第4段階が911件、第5段階が191件、合わせまして4,502件、このようになってございます。

若見委員

はい、ありがとうございます。介護保険料の滞納についてですが、第2段階の方の滞納が最も多くて第3段階のいわゆる基準額と言われている方の滞納も多いというふうに数字上わかりますが、これはどうしてとお考えか、お聞かせください。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

14年度の部分を見ますと、介護保険料がかかっている方、徴収をしている方なのですが、3万6,809人おりました。

て、その中で、第2段階の占める割合が44.7パーセントとなっております。これが一番多くなっております。その次が第3段階で27.5パーセントとなっております。このようにその階層に属する方の人数が多いため、それに対応している滞納の方も多いのかと、それがもう一つの原因であると思います。ただ、13年度の未納理由を見ますと、第2段階の未納の方で32パーセントほどの方が低所得のため未納になっていると、そういうふうな形の調査もございますもので、この辺も影響しているのかと、そのように考えてございます。

若見委員

平成13年度と平成14年度を比べると、滞納の件数で言いますと、およそですが2倍になっていると思います。それで、減免制度を小樽市独自につくってはいるのですが、市民に寄り添う立場でこの減免制度というものが発揮されてはいないのではないかというふうに私は考えているのです。そこでお尋ねをします。減免申請した方の数と減免が認められた方の数、それから申請が認められなかった理由について、それぞれお答えをいただきたいと思えます。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

市の減免制度につきましては、制定当初、平成12年度から14年度までの保険料がそれらの中で設定をされておりました関係で、平成13年10月から14年度までにおいて、当初制定してございます。13年度につきましては、申請者が665人、減免に該当する方が409人、非該当者が256人、14年度につきましては申請者が519人、該当者が402人、非該当者が117人。また、13年、14年の非該当者につきましては、すべて減額基準の一つに収入の要件がございまして、その要件としましては、世帯の年間総収入額が生活保護基準額以下であるという要件がありました。それをすべて満たしていない方、要するに生活水準額を上回ったため、非該当になってございます。ただ、15年度から引き続き介護保険料減免制度を継続するに当たりまして、今回、保険料がかなり上昇したこともございまして、収入基準額を従来の1.0倍というようなことも、生活の基準額を1.2倍以下というような形の特例をしまして、対象者の増を図ってございます。

若見委員

ありがとうございます。減免の該当者は減ってきていまして、滞納の件数は増えているという傾向があるように思いますが、滞納者に対して減免制度の利用ということではお話はされておりますか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

減免制度の部分につきましては、減免制度だけを特に取り上げてどうのこうのとは、なかなか難しい部分があるのですが、4月に各戸に配布いたしました「おたるの介護保険」、この小冊子の中にも記載してございます。それで、昨日、各戸に配布いたしました7月の広報おたるの方に減免制度につきまして掲載しております。そのほか、今後町内会に対しましても、回覧を予定してございます。また、出前講座の際にもこの減免制度につきましては説明している状況です。本年につきましては、昨年は減免制度を8月1日から受付したのですが、今年につきましては7月1日の広報に載せたということがございますので、1か月早めさせていただいて7月1日から減免の受付をしております。以上です。

若見委員

申請が認められなかった理由というところでは、所得のオーバーということが挙げられていたのですが、そのことをとりましても、減免制度というものが本当に市民に寄り添う立場での発揮ができていないということが、やはり反映しているのではないかと思います。それで、今年さらに介護保険料が引き上げられたのですが、滞納問題については、それに伴いまして悪化すると考えているか、また、引上げについての市民の問い合わせというものがありましたら、お聞かせください。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

引上げにつきましては市民の声でございまして、4月1日の広報おたる4月号で、15年4月から65歳の方の保険

料が変更になりますということで、保険料が上がった理由とか、サービス利用の状況、利用の増加見込みなども加えてお知らせしております。また、先ほど答弁いたしました「おたるの介護保険」、これは4月1日新聞折り込みとして各戸配布しております。そのほかに6月1日の広報おたる6月号で特別徴収の方法が上半期と下半期で金額が大幅に変更があるというような形で、特別徴収の納め方を参考にいたしまして、介護保険料の納付額のお知らせを広報で行ったところです。これらに対しては、実際のところ余り反響はございませんでした。ただ、実際に普通徴収の方につきましては、6月11日に納入通知書を発送いたしましたして、6月12日から6月18日の間で499件の問い合わせがございました。また、特別徴収につきましては、1週間遅れの6月18日に決定通知書を送付したのですが、6月19、20日で146件の問い合わせがございました。これは、ほとんどが保険料の悩みに関するものでございます。そのほかに、特別徴収につきましては、先ほどお答えしましたように、上半期と下半期でかなり金額が変わる。そのような状況に対して、その理由はどうなのだと、そのようなものが多かったような状況でございます。

若見委員

ありがとうございます。私は、自治体が自治体らしく市民に優しい政治ができないものかということで、いろいろ資料を探してみたのですが、介護保険料の滞納の対策についても将来にかかわる問題ではないかなと考えております。将来に問題を残すのであれば、適切な減免制度を今からつくるべきだと私は考えているのですが、2003年の3月に行われました参議院の厚生労働委員会で、日本共産党の井上美代議員の質問の中で、坂口厚生労働大臣の「保険料減免に関して、原則を超えて自治体がやるというのなら、自主性を尊重する」という答弁がございました。それで、もっと効果的な減免が、今、小樽市では必要ではないかなというふうに私は考えますが、高齢者の多いまちとして、自治体の自主性を持ってこれから方策を講じていけたらいいなと考えております。

それをもって、次の問題に移りたいと思います。

高額医療費の払戻しについて

次に、高額医療費の払戻しについてですが、今回、補正予算化された払戻し制度ですが、本当に市民に喜ばれる取組ではないかなというふうに考えております。それで、これまでの高額医療費の対象件数と申請件数について、お答えをいただければと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

昨年度の10月の改正以来、本年の3月までの診療分の高額医療費の対象者の件数といたしましては、約1万6,200件となっております。それから、今年の6月までの支給実績で申し上げますと、申請を受けて支給された方の件数につきましては、約1,700件という状況になると思います。

若見委員

ありがとうございます。今、お示しいただいたように、払戻しを受けていない方が圧倒的にいるということがわかりまして、この実態を改善させる積極的な取組の検討が今回されたのではないかと考えます。そこで、申請の様式など、もしも今の時点で具体化されているものがあれば、教えていただければと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

申請書の書式、様式でございますけれども、銀行に口座振り込みということを考えてございますので、銀行名と口座番号等々を書いていただく。あるいは、申請者の氏名等を押印していただく部分で、その他基本的事項、例えば住所、氏名、生年月日とか、保険の受給者番号とか、そういう部分については、当方で印字しまして、できるだけ高齢者に配慮して、負担軽減になるような形での書式を考えてございます。

若見委員

ありがとうございます。実は6月30日の新聞の1面記事に札幌市の高額医療費の払戻しの取組が紹介されておりました。札幌市は、同じように手続を簡素化して、これは小樽よりもちょっとあれなのですけれども、患者の窓口負担が限度額を超えたら、その対象者に払戻額を通知するというしくみで、口座番号等を記入していただいて、手続

の簡素化で97パーセントが申請に結びついたというふうにお話されておりました。それで、今後残る3パーセントの方についても、返還の手続きはお忘れではありませんかというような内容で、これから手紙を送る予定になっているというような紹介だったのですが、小樽市ではこれから申請に結びつかないような人たちが発生した場合の対応は、現時点でお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

私どもの方では、支給漏れがないように、例えばこの未申請者といった人たちに該当通知的なものを、そういったことも含めてできるだけ申請の勧奨に努めてまいりたいということで考えております。

若見委員

せっかくの取組が無駄にならないように、本当に一緒にいい方法を考えていきたいなというふうに思っているのですが、町内会とか老人クラブなどの集団申請やサービスセンターでの受付など、市民に利用しやすい検討や時効が発生しないようにご検討いただければと思うのですが、この集団申請などについては、どうでしょうか。

（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

基本的には、銀行の窓口受付ということを考えておりますけれども、市民が利用しやすい方法なんかも含めまして、細かい点については今後工夫していきたいなと思っております。

若見委員

ありがとうございます。

古沢委員

上野議員の一般質問に対する市長答弁について

時間がありませんので、準備したやつは多少割愛しながら質問したいと思います。

ご本人もいらっしゃるのでなかなか聞きづらいところがあるのですが、今議会の一般質問の中で上野議員の質問に対して、福祉の後退につながると思われる市長答弁が幾つか出されていますので、そのことについてお尋ねをいたします。

まず、重度身体障害者見舞金支給条例の見直しについてであります。市長は現状の事業内容のままの継続は極めて難しいというふうに答弁されました。それで間違いありませんね。

福祉部長

間違いございません。

古沢委員

同じく市長は、今年の1定で、この条例に基づく事業として予算2,900万円計上の上、議会での審議、可決を求めて、議会はこれに応じて審議、可決をしたものでありますね。わずか2か月か3か月後、舌の根も乾かぬうちといてもいいと思うのですが、実はこの支給条例の内容の基本につながるようなことを否定するようなご答弁をされているのですが、言ってみれば、議会軽視と言われても仕方ないのではないのでしょうか。

（福祉）社会福祉課長

委員もご存じのとおり、重度身体障害者につきましては、毎年4月1日現在で重度身体障害者手帳をお持ちの方、それから特定疾患の方、5千数百名いらっしゃいますが、5,000円を支給するということが条例及び規則がございます。市長が申し上げたのは、条例を全面的に否定するということではございませんで、現状のままでは難しいという趣旨のご答弁をしたのでありまして、条例及び規則を無視した形といたしますが、そういった趣旨の答弁ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

古沢委員

あえて言うことでもないのですが、地方自治法で言えば、普通地方公共団体の長の仕事について規定しています

ね。議会で議決された議案について、その内容に従って長は事務を執行しなければいけない。当然のことだと思うのです。同時に解説書で言えば、それに異議がある、こういうような理由でその執行を拒むこともできない。これも当然だと思うのです。そういう原則的な立場からすれば、予算2,900万円を計上して、2か月、3か月後にその否定につながるような答弁をしてしまう。条例の改正について、提案、提出をして、議会でその審議を求める過程ならいざ知らず、そういう原則的な立場から言えば、たいへん問題がある。しかも、重度身体障害者にとってみれば、突然の話でありますから、12月に年に5,000円ですよ。私の弟は重度身体障害者ですが、これによっていささか市から励ましを受けている一人なのです。そういったことで市長の態度については、大いに疑問であります。

二つ目、ふれあい見舞金の廃止についてです。これは、3月の当初予算で計上されていませんでした。私どもの議員が、所管の方と前年まで計上されていたのにされていないと、やり取りが多少ありました。6月の補正予算まで検討をしたいのだというふうに言われていた見舞金であります。しかし、補正予算の中身について、議案の説明について、市長からは一言も触れられない。そういう経過があったのがふれあい見舞金です。なぜ、そういう経過がありながら、議案説明の中で一言も触れなかったのでしょうか。

福祉部長

重度身体障害者見舞金の関係につきましては、既に4月に支給をしております、議会で議決をされたその中で当然執行してございますので、そういう意味で特に否定しているというふうには考えてございません。市長がお話し申しあげましたのは、あくまでも現状の事業の内容のまま今後継続していくことは極めて難しいということで、これから当然内容についてさらに検討を加えながら、また、議会に相談し、お諮りしながら進めていく、こういうふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ふれあい見舞金の関係でございますけれども、確かに2定にということでお話はしていたかというふうに聞いてございます。ただ、2定に回した中で財源手当がつかなかったということもございまして、それから社会福祉協議会、それから共同募金会、それから一部資金が提供されてきた経緯もございまして、その両団体との協議も残っておりますので、廃止したいとは考えておりましたけれども、最終的な結論に至っていないということもございまして、お話をしていなかったのかなと思っております。ただ、予算計上しておらないということもございまして、これらの状況、変化を事前に説明しておくべきであったかなと私どもも反省してございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思っております。

古沢委員

平成元年に創設された見舞金ですけれども、経過を見ますと、それまであった「福祉灯油助成金」廃止を受けて当時の新谷市長は、福祉の切捨てだと一方的に言われても困ると、ふれあい見舞金というものをつくったのではないかという、ちょっと表現は別として、そういうふうにして市民や議会に説明して立ち上がった制度なのです。ですから、今、部長がおっしゃられたように、説明があつてしかるべきだ、当然だと思うのです。予算書を見たら、注意深くチェックしていかないと気がつかない。結果として補正予算も通ってしまうと。本来、それで決まったなんていう取扱いをされてしまうような制度ではないと思うのです。改めて伺いますが、そういう制度ではありませんか。

福祉部長

当時の福祉灯油から、このふれあい見舞金に変わった経緯等について、さっきの資料なんかも見させていただいた中では、当時の市の協議に期待するようなことを書かれてございますが、ただ、現在の状況におきまして、財政健全化緊急対策を想定しながら、私ども全庁挙げて取り組んでございまして、そういう中で聖域なき事業見直しを行っております。そんなこともございまして、これらの見直しといいましょうか、そういうものも、今、検討しながら進めてきているということもございまして、当時とまた現代の社会情勢ということで、少子高齢化も進んでまいりますし、長引く景気の低迷、停滞等もございまして、扶助費等の負担がかなり増加しています。そんなこと

も背景にあって、改めて見直しということでご理解いただきたいと思います。

古沢委員

あえていえば、条例制度でなければ、この種の手法でやられてしまうのですかね。こんなことは認められないでしょう。今日、同席されている委員の皆さん、同感だと思うのです。こんなことで、ひとつ10年、15年というふうに確立されていた制度が、条例制度でないからといって議会に説明もない、そんなことで廃止されてしかるべきようなものではないと思うのです。私は、これが最大の問題だと思っているのです。加えて、上野委員が質問もされていないのに、生活保護患者等見舞金も廃止しますというふうに、ちゃんと市長は答弁の中に入れたわけですが、この生活保護患者等見舞金、どういう制度ですか。昨年度の実績を教えてください。

（福祉）保護課長

制度の中身と実績について説明いたします。見舞金の対象者なのですけれども、これは被保護者で3か月以上の長期入院患者、単身者は3か月未満でも該当します。それと、結核予防法第34条、第35条による入院患者ということで、対象者はいずれも入院患者だけとなります。中身ですけれども、8月のお盆、それから12月の年末年始、これらに実用品ですとか、医療費等臨時の出費があるということの充当のために支給しているものでございまして、支給額は病例によって異なっておりますけれども、小樽市と社協の共同募金との合計額で支給されているものであります。14年度の実績であります。夏の8月の部分が小樽市が87万円、冬が30万7,100円、合計117万7,100円。一方、社協の分でございますけれども、夏が14万5,000円、冬が40万8,400円、合計で55万3,400円、対象者なのですけれども、昨年夏が343人、冬が358人、合計701人となっております。

古沢委員

急ぎます。一般病院に3か月以上入院した普通の場合で夏3,000円です。冬4,000円ですね。生活保護受給者が入院した場合は、受給は減額されますから、日用生活費の支給だけになってしまうわけです。3,000円、4,000円といっても、この見舞金がいれば物心両面にわたってたいへん大切にされてきたものだということを考えたことはありますか。

福祉部長

この見舞金でございますけれども、昭和30年代からスタートしているように伺っております。当時の状況としては、委員がおっしゃったようなこともかなりあったらと思うのです。ただ、現在の状況で、また、生活保護の状況もかなり変化してきてございますし、相当一般家庭との関係も変わってきてございますので、確かに私もいろいろな意味で考えてきたことがないということにはございません。いろいろなことを想定しながら、実は市長の答弁といたしましては、今年度から廃止することとしたいと考えてございましてということで、これもまだ廃止したというふうには言ってございまして、確かにこの保護の関係につきましては、8月、12月、したがって、今、予算づけをしないということについては、8月の支給はなかなかできないわけでございますけれども、最終的には12月に向けて、これについてもさらに検討していきたいと考えてございまして、最終的な結論は、一定程度3定に向けて方向づけをした形を出していきたいというふうに考えてございまして、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

古沢委員

だめですよ。聞かれもしないものまで、この際だといって、この見舞金を廃止することとしたいと考えているというふうに答弁して、答弁でないですよ、聞いていないのですから。とんでもない話で、その理由は、今、部長がおっしゃったように、8月1日、夏期分の見舞金を支給しなければいけない。どうなりますか。これが結局問題にされないでこのままいってしまったら、事務的に言えば8月1日、今、くしくもおっしゃったように、予算計上していないのだから、議会に何の説明もされないまま、8月1日に支給しないのですよ。こんなことありますか。どういうふうに言ったらいいか、困ってしまいます。この市長の答弁は撤回してください。どうですか。

福祉部長

繰り返しの答弁になるかと思いますが、あくまでもこの見舞金につきましては、ある意味では必要最小限という部分はあるかと思うのですが、ただ当然、最終的な結論を出していないということもありまして、そんなことから事前の経過といたしましうか、そういうものをしていなかった部分、たいへん申しわけないというふうに思っています。ただ、いずれにいたしましても、今年度内にといいましうか、3定までの間には最終的な結論、当然これらについては、市全体の今後のいろんな収支の見直しといたしましうか、そういうものを検討する中で結論を出していかないとならないというふうを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

古沢委員

ご理解はできません。単発的な事業に対する補助金だとか助成だったら、市長の裁量権だと言われても、なるほどなというふうにする向きはあります。10年、20年というふうにする、制度としてこれまで運営してきた、事業としてやってきた、それが条例制度でないからといって、市長の裁量権だから議事にただの一言の説明もない。質問もされないのにしっかりと答弁の中に継ぎ足す。そして、実施要領では8月1日に支給するというものになっているものを支給しない。そんなことがご理解の範囲の中に入りますか。撤回してください。

福祉部長

実施要領につきましては、毎年決めまして、それに基づいて、当然予算の範囲内で支給してきているということをごさひまして、そういう意味で、今、現在、予算を計上していないこともござひますので、当然先ほど来お話ししてありますとおり、8月、12月、この2回の支給ということもござひます。

それから、なぜ答弁の中に入れたかという部分では、ふれあい見舞金と同様に社会福祉協議会、共同募金会から資金の提供がござひまして、一緒に入れて出すという、時期的にも12月ということもござひますので、これらの性格上、似通っているところもござひまして、当然、社協なり、共同募金会ともじゅうぶん協議していかないとならない、こういうこともござひまして、そんなことから今後また詰めていくということもござひますので、改めてご理解をお願いしたいというふうにする思ひます。

古沢委員

何ぼ改めてもご理解できません。ふれあい見舞金の場合、市長は、市は手を引くけれども、社協と共同募金会はこの事業を継続すると。ところが、もう一方の見舞金は、聞かれもしないで廃止することとして考えたいと、ふれあい見舞金と並べてお答えになった。いろいろ調べてみますと、これは社協の方も一緒に手を引いて、丸々なくなってしまうかもしれないというのではないですか。そういうことも含めて考えれば、どんなに繰り返してご理解してくれと言っても、これは撤回、とりあえず白紙に戻していただくしかありません。検討してほしいと言うのであれば、改めてきちんと理由もつけて、説明をして、議会にその同意を求めてください。理解できません。どうですか。

福祉部長

何回もお答えさせていただきますけれども、これらの事業につきましては、あくまでも今後また、3定に向けて協議をすることにしてござひますので、繰り返してたいへん申しわけございませんが、ご理解をいただきたいというふうにする思ひます。

古沢委員

私が聞いたから、3定で改めて協議をするというふうにするに言っているだけの話です。こうやって聞かなかったら、3定を前にして実質8月1日から中止です。はっきりしているのではないですか。8月1日に出さないで、とりあえず12月に先送りしておいて、協議した結果で結論を出すといったら、8月1日に支給されると思ひている方に、そういう事情にあるというふうにする説明をする準備、用意もされていなかったではないですか。だめです。

福祉部長

準備という部分については、まだ私どももそういう段階に至っていないこともござひますので、もしどちらにす

るにしましても、そういう状況になれば、当然そういう説明はしていけないとならないというふうに考えてございます。

古沢委員

何としても引かないつもりですね。これが小樽市の特徴の一つです。勇み足であろうが何であろうが、一たん言ってしまうと、てこでも引かないぞというのが特徴の一つです。言った言わないでも、一たび言ったものは引っ込めたくないというのが特徴の一つです。今日の委員会が遅れた理由の一つでもあるでしょう。議会を軽視するというか。これまで歴史を重ねた制度をこういうふうにしたいのだと、市民に対してきちんと説明をするということは、議会に対して説明をするということでしょう。そのことをなしにこういう取扱いをする。ふれあい見舞金にしても、この見舞金にしても。こんなやり方が我々の前で当たり前のようにしてやられようとしている。見過ごしにできますか。だめです。一たん白紙にしてください。

福祉部長

結論を出してしまったのであれば、当然おっしゃるようなことになるのだと思うのですが、

（「だめですよ、そんな言い方をしたら」と呼ぶ者あり）

検討をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

ちょっと古沢委員に申し上げますけれども、やり取りを聞いていて、やはり財政問題を絡めた収支、8月までという、最終結論がまだ出されていない状況、そしてまた、本会議での市長答弁もありますし、今、福祉部長が古沢委員の言うはっきりした態度をどうなのだというのは、私たち委員会としても非常に無理というか、そういうところで理解をしていただかなければ、

（「無理だと思っていない」と呼ぶ者あり）

これ以上、福祉部長の答弁が古沢委員の言う白紙撤回ということは、私は、委員会としては非常に無理なようであると感じているだけです。そこを理解していただきたいと思えます。

古沢委員

財政事情だとか、あれこれおっしゃられる話は、それはそれとして議論の範囲に入るだろうし、わからないわけでもないということもあるのです。だけれども、こんなやり方が、今回の議会で今まさに目の前でやられようとしているのですから。そのことは断じて認められない。これを理解してくれという方がおかしいではないかということをお私言っているのです。どうですか。

福祉部長

いずれにしましても、答弁の繰り返しになろうかと思うのですが、結論を出していないということもありまして、議会への報告といいたし、事前に当然そこら辺の成果なり、こういうものは説明しておくべきであったかなということで、私も反省しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

どうですか。

古沢委員

委員長、これ扱いどうしましょうね。私は理解できません。とんでもない話です。

委員長

いや、ただそれについて白紙撤回を福祉部長に求めても、福祉部長としては、その白紙撤回の答弁は私は無理ではないかなという、そういう判断です。

古沢委員

いや、こういう質問をして、福祉部長が何を言っているかという、いろんなつじつまを合わせて3定で皆さん

に、言ってみれば、同意を求めた上、後先番号を合わせたいという話をさっき言っているのです。それだったら、1回なしにしてちゃんときちんと手順を踏んで、きちんとした説明もして、審議をしたらどうですかということ私は言っているのです。こんなやり方で一つの制度がなくなったり、逆に新しい制度がよくわからないうちにつくられたり、そんなことがあってはだめですよ、これは。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

委員長

古沢委員に申し上げますけれども、古沢委員がはっきり理解のできる、わかりましたという答弁は、これ以上、ちょっとやはり福祉部長として無理でないですか。いろいろと反省材料とか、これから審議していく中で、かなり厳しく受け止めている姿勢も見えますので、その辺で理解していただかなければ。

古沢委員

いや、1回休憩をとって、理事会を開いて扱いを協議させてください。これは、とつても、それで理解しろというのは無理ですから、皆さんが問われているのです。私がいいと言ったって、だめだという方、おかしいぞと思っている方がいらっしゃったらどうするのですか。私が決められるような話ではないですよ、これは。

委員長

たいへん悪いけれども、ここで休憩はちょっと委員長として、今日、明日ということで、時間も遅れていますので、私の方からあえて古沢委員に申し上げますけれども、今までのやり取りで時間の制限もありますので、ここで理解をしていただくというか、質疑をとめていただくように、どうでしょうか。答弁を求めている意味、皆さんわかりますよ。しかし、福祉部長としてやはりその撤回するとか、いや、そういう答弁というのは私は非常に厳しいと思います。

（「弱者切り捨てだよ、それは」と呼ぶ者あり）

古沢委員

私は、この後、ふれあいパスの問題も聞かなければいけないと思っているのですが、進まないです。私は、時間とか、そんなこと言われる問題ではないと思っているのです。時間が長引いたのは私だけの責任ではないから。こんな扱いをして、いわば、理解を押しつけようとする理事者側にも、というより、理事者側にあるのだというように私は思っているのです。

委員長

だけど、古沢委員、部長の答弁でまだ最終結論は出てなくて、8月まで検討するという言葉が随所に出ていますので、これ以上は、どうでしょう。古沢委員の判断でお話しされていますけれども。

古沢委員

今、委員長、仕切っていただきましたけれども、8月まで検討すると。ということは、8月には支給しなければいけないですよ。今までの制度なので。先ほど部長は、9月の議会でというふうにおっしゃられたけれども、それにしたって、予算を組んでいないから8月は支給しないなんていう、こんなやり方が通用しますか。長年続けてきた制度ですよ。これが、市長の裁量権の範囲ですか。いずれも大いに問題あります。理解はできません。どうしますか。

福祉部長

私も、これからさらに、先ほど来お話し申し上げますとおり、市全体のいろんな事務・事業の見直し、そういう中で収支を見ながら、これから判断をしていくという必要がございますので、あくまでも3定までに結論を出していきたいというふうを考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

古沢委員

一つ確認しておきます。3定までに結論を出したいというのであれば、実施要領8月1日で支給するのは、支給

するのですね。予算には計上していないけれども。どうなのですか。

福祉部長

当然、予算の範囲以内でということで、市長が要綱を決めてということになりますので、現状の中では要綱を決められないということになります。したがって、それらを含めて3定までにそれらを判断をしていくということです。

委員長

よろしいですか。

古沢委員

よろしくない。

わかったと言えないのだから、どうしたらいいのかね。

先ほども言いましたけれども、この問題は、皆さんもおわかりいただけると思うのですが、ここまで来て、私が、いろいろあるけれどもわかったというふうにしてまとめてしまうことができるような話ではないと思っているのです。ですから、暫時休憩、こういう状況ですけれども、皆さんと協議をする場を持つ必要があるのではないかと、いうことを私は委員長にお願いしたのです。

委員長

皆さんと協議、理事と。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

古沢委員

休憩を求める動議を出します。理事会を直ちに開いて協議してください。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

委員長

賛成がありますので、休憩しなければなりませんね。

（発言する者多し）

古沢委員

いいんじゃないですか。採決するまでもなく委員長の判断で。

委員長

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時25分

再開 午後7時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

福祉部長。

福祉部長

生活保護患者等見舞金につきまして、今年度から廃止したいと考えておりましたが、説明不足や議会議論もありますことから、例年8月に支給しているものにつきましては、支給をしていきたいと考えております。なお、社会福祉協議会、共同募金会とも協議が必要でございますので、総括質疑の日に最終の答弁をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

それでは、質疑に入ります。

共産党、古沢委員。

古沢委員

ぜひ、お願いしておきたいのは、この委員会の議論、その後理事会等でも各会派の皆さんと意見交換をしましたが、単に手続的な問題ではないというのが底流にはあるのではないかと。ですから、3定で手順さえ踏めばいいというような、そういう安易な形でまた同じものが同じ形で出てくるなんてことは、深く検討をしていただきたいところです。

それともう一つ、実は我が党の北野議員が代表質問の際に、補正予算に関連して街路灯維持費5,000万円程度を除けば、3定以降本格的予算の計上は考えられないということでお尋ねをしましたけれども、ご答弁では今後は街路灯維持費等補助金が未計上のほか、若干の予備費の追加が必要だと、こういうふうにお答えになっているのです。ですから、この種のものがほかにありやなしやという問題も含めて、じゅうぶん自己点検といいますが、そういうことを改めて求めておきたいと思うのです。いかがですか。

財政部長

本会議の北野議員のご質問に対しまして、市長からは確かにそのように申し上げました。その時点で確実なものとして、私どもの方の頭にあったのは、今、委員がお話したとおりのことでございます。しかしながら、今後どのような財政需要が出てくるかということについては、いろんな検討中のものももちろんありますし、今後の課題として、それはその時点では申し述べておりませんでしたので、あえてそのような答弁をさせていただいたということでございます。

古沢委員

実は最初に、この問題では3件でというふうにあらかじめお断りしておいたのですが、ふれあいパス事業についても言いたいことは何点かあるのです。あるのですが、そういう、今、話したような基本的な点で、ぜひ3定に向けて深く検討されるということを期待して、今日は質問を終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

続きまして、自民党。

成田委員

自民党といたしましても、今回新人議員が日替わりにかわってまいりました。そして、今日、吹田委員が出る予定でしたが、吹田委員の質問は最終日の総括質疑のときに質問することにしまして、また、私の質問は常任委員会にさせていただくようにいたしました。本日の前田委員の質問も総括でやる予定です。そういうことでご理解いただければと思います。自民党は質問はいたしません。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長

それでは、公明党の質疑はないということですね。

続きまして、れいめいの会。

上野委員

たいへん済みません。7時20分、私の一般質問のことがこのように論議されたということ、私は決して共産党から出たから、これはだめなんて思っていません。やはり、議会は論議する場所でございますので、なかなかこういうことが、論議を今まで私は市民として見て、していなかったのではないかなというので、今日、古沢委員から私の質問に対しての、本当をいえば、私もちょっと心外なのですけれども、それはやはり、同じ議員でありますので、この問題は理事者と議員がですね、論議していかなければいけないと思います。私は、決して一般質問で廃止だとか弱者を切捨てなんて一つも言ってません。やはり、これからの時代、ここに21世紀を迎えて、大変な時代に突入してございます。いかに、障害者とかお年寄りに本当に安心できる世の中、小樽、これをつくるのが我々の使命だと思っていますので、そういうことも、意をくんでいただいて、また、今日の論議、たいへん私は、時間はかかりましたけれども、これからの議会で活かせる論議だと思いますので、その点を、私の想いだけを語らせていただきまして、今日の私の質問も、また総括もございますので、そのときにさせていただきます。ありがとうございます。

委員長

それでは、れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大島委員

今日、このような時間になりました。皆さん、それぞれこの大切な予算委員会の質問を用意をし、そして理事者に質問をしたいと、そのように思ってきたのです。しかし、手違いといいますが、こういう結果になりまして、時間がないから時間がないからと盛んに委員長が、また先ほど来言っておりました。時間がないから、質問をいい加減という言葉は使いませんでしたけれども、やめてというふうにも私は聞こえましたし、これはやっぱり私はちょっと納得がいかない。今、再開後、質問がありませんということだけでも、質問がないのではないのです。できないのです。このようなことは、今後、極力避けていただきたいと、そのように思っております。

先ほど来の質疑を聞いておまして、私はやはり弱者切捨ての精神が理事者の皆さんの中にはあるのではないかと、このように思っておりましたし、また、今日改めて思いました。適正な議会の手続も踏まず、一方的にそういうサイドからのそういうことというのは、私は一議員としてまずいと思います。それは皆さんも同じ思いだったと思います。今後このようなことがないように、極力避けていただくためにも、じゅうぶん理事者の皆様にも注意をしていただきたいと、そのように思っております。

ごみ収集の単価について

時間がこういう時間ですから、1点だけ、環境部にお尋ねいたします。

私も今、17年目でございます。昭和63年、1期目の2年目だと思いますけれども、環境部については、ごみの収集問題について質問をした思いがございます。今までいろいろな経緯があって民間に委託をする、そういう経緯があったと思います。そのことについては、また後ほどの委員会等でお聞きすることにしますが、このときにどういう質問をしたかという、民間の委託業者が収集するごみの量、単価、費用と、直営で集める1トン単価の原価が非常に高過ぎると。当時、私、たしか3倍という質問をしておりました。その後、今日までいろいろな方がやはりごみの収集、直営と委託の単価の原価の違いの問題を指摘してきております。しかし、多少は縮まったにせよ、この「清掃事業概要」によりますと、これ13年度の決算です。まだ、それは縮まっておりません。それぞれ、2.7倍、3倍、3.06倍、あるいはまた、2.27倍と。この資料を見ますと、原価もこのような違いがあります。そしてまた、今、説明を受けました給与などの削減案については、1番の、市役所全職場の構造改革ということで、現業職場の検討、費用対効果を厳しく見直し。これはまさしく10数年前にごみの収集の件を例にとって私は質問しております。このとおりできるのですか。現業所の見直しをできるのですか。私は、非常に疑問だと思っております。

す。本当にできるのだろうか。この単価を民間の委託業者並みに引き下げることができるのか。これは民間に委託をしなければ、この数字は改善されないと私は思っております。

そして一方では、10数年前に指摘をしておきながら、今、論議されたようなことで3,000円、4,000円の見舞金をうやむやのうちに支給をやめようなんて、これはちょっと私は違うのではないのかなと。もっと根本的に見直さなければならぬ課題だと、私は思っております。改めてお尋ねしますけれども、ごみ収集、環境部はこの問題には取り組めますか。実績は上げられますか。その決意のほどをお聞かせください。

環境部長

ただいまの委託の推進、あるいはまた、直営と委託の格差を何とか解消すべきだという趣旨だと思います。現在の直営と委託というだけの問題を見た場合に、確かに、同じ業務をした中では、やはり委託業者の人件費、それから直営の人件費は直営の方が相当高い状況にあるということは、皆さん方がかねがねご指摘のとおりです。ですから、従前から言っておりますように、現在、直営の区域というのは、於古発川から銭函川のあたり、委託の区域が於古発川から蘭島寄りです。確かに直営の方の稼働率が基本的に悪いということですが、そういったいろんな問題もございますけれども、私といたしましては、今回、小樽市の財政の状況が非常に厳しい中で、現在もそうですけれども、これらの業務の在り方そのものを、従前に増して強い決意で、この委託の問題については取り組んでいきたいと、このように考えております。そういった決意でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

大島委員

今、部長からの答弁は区域がうんぬんという話です。違うでしょう。人員の配置、体制が違うのではないですか。於古発川からあっちだとか、蘭島側だとか、そういう問題ではないでしょう。これはやはりきちんと大いに民間に委託に出すべきだと、私はこの説明を聞いた中で、そのように思っております。また一方では、給料を引き下げられる職員の皆さんは大変なことだと、これから生活に対して努力をしなければ、なかなか大変な部分はあると思っております。しかし、節約できるものはどんどん節約してくださいよ。必要経費、かかる経費はかけてください。そうしなければ、10数年たってもまだこのような数字では納得できません。とりあえずは、説明を受けたこれは確実に実行できることを期待しております。終わります。

委員長

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。